

最高裁秘書第3740号

平成30年9月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

8月1日付け（同月3日受付，最高裁秘書第3229号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

71期間研起案の成績分布表，結果報告書及び起案成績が判事補採用にどのように影響するかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。